



ピチピチ 消費生活だより

令和6年4月号

こんにちは 岡山市消費生活センターです！
本格的な春の訪れを感じる頃となりましたが、いかがお過ごしでしょうか？今月は、ショッピングモール等の店舗内で勧誘されて契約した際のトラブルについて紹介します。契約の際はよく考えてから契約するようにしましょう。

【事例】

ショッピングモール内でウォーターサーバーが無料レンタルできるとの勧誘を受け契約した。後日サーバーと水が届いたが、サーバーの管理が難しく、解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。高額な解約料がかかるとは思っていなかった。

店舗内で勧誘された 契約トラブル

【ひとことアドバイス】

- ★「無料」と勧誘されても、無料なのはサーバーのレンタル料であり、実際にはある程度継続した水の定期購入が必要になり、中途解約の場合、解約料が発生することがあります。
- ★勧められたウォーターサーバーが良さそうに思えても、サーバーの設置や水の交換等、自分で管理できるのかよく考えましょう。
- ★勧誘された場所や状況によっては、訪問販売にあたり、クーリングオフできる場合もあります。
- ★契約で困ったことがあれば、早めに消費生活センターへご相談ください。



「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

